

別紙1 用語集

本仕様書で使用する用語の定義は次表に示すとおりである。

項番	用語	説明
1	本調達	本仕様書に基づいて実施する業務。
2	受注者	本調達を受注した設計・開発業者のこと。
3	本省	厚生労働省の本省組織のこと。霞ヶ関庁舎、芝庁舎、上石神井庁舎等を含む。
4	労働局	厚生労働省の事務を分掌するために、本省におかれた地方支分部局である都道府県労働局のこと。
5	監督署	労働局の所掌事務を分掌するためにおかれる労働基準監督署のこと。
6	局署	労働局及び監督署のこと
7	事業受託者	労災診療費審査体制等充実強化対策事業受託者、労災年金福祉協会、福祉医療機構等のこと
8	センタ	労働基準行政システムのサーバ群が集中的に設置されている場所のこと(厚生労働省上石神井庁舎新電算棟)
9	外部システム	労働基準行政システムに関連する外部のシステム群のこと。厚生労働省統合ネットワーク、厚生労働省汎用申請・届出等システム、労働局総務情報システム、官庁会計システム(ADAMSⅡ)、ハローワークシステム、労働保険適用徴収システム、住民基本台帳ネットワークシステム等。
10	本番環境	実際に使用する次期労働基準行政システムの環境を構成した稼働環境。
11	総合試験環境	リリースリハーサルなど、システムの変更を実施し試験を行う環境。
12	労災保険	労働者災害補償保険法(以下「労災保険」という。)の規定に基づき、業務上の災害及び通勤による災害を受けた被災労働者に対して必要な給付を行う保険のこと。
13	支払い管理	支給決定に基づき労災保険給付等を被災労働者等へシステムを利用して支払う機能のこと
14	債権管理	支給決定の変更等に基づく債権の回収等をシステムを利用して管理する機能のこと
15	短期給付業務	労災保険給付等のうち、療養の給付、療養の費用、休業補償給付等の支給を行う業務
16	アフターケア業務	労災保険給付による治療終了後に、後遺障害に付随する疾病の予防等を行うアフターケア委託費等の支給を行う業務
17	介護業務	業務災害により被災し、障害の状態が重度のため、常時又は随時介護を受けているものについて、その介護費用の実費補てんとして支給する、介護補償給付の支給を行う業務
18	統計業務	機械処理決算及び保険給付の統計を行う業務
19	メリット制	たとえ同種の事業であっても、一定規模以上の事業については、個々の事業の災害率の高低に応じ、保険率または保険料の額を一定の範囲で引き上げ又は引き下げる制度
20	保険料	労災保険の事業に要する費用に充てるため、労働保険徴収法に基づき事業主から徴収される保険料。
21	特別加入	業務の実態、災害の発生状況から見て労働者に準じて労災保険により保護するにふさわしい者について労災保険の加入を特別に認める制度。
22	第三者行為災害	業務災害又は通勤災害が、当該災害に係る保険関係の当事者(政府、事業主及び被災労働者)以外の者、つまり第三者の行為によりおきた災害。
23	義肢等補装具費	業務災害又は通勤災害により傷病を被った者で四肢喪失又は機能障害等の残った者の社会復帰で義肢その他の補装具が必要な者に対して購入費用の支給を行う制度。
24	障害認定	業務災害又は通勤災害による傷病が治ったあと身体に一定の障害が残った場合には、障害の程度に応じた障害等級表により障害補償給付又は障害給付を行っている。
25	SLCP-JCF2007	ソフトウェアを中心としたシステムの開発及び取引のための共通フレーム体系(2007年版)のこと
26	マイル	パーセントマイルのこと。計測値を小さいものから大きいものへと順番に並べ、全体を百として何番目であるかを表したもの。
27	SLA(サービスレベル協定)	サービス提供者とサービス顧客との間で契約を行う際に、提供するサービスの内容と範囲、品質に対する要求(達成)水準を明確にして、それが達成できなかった場合のルールを含めて、あらかじめ合意しておくこと。あるいはそれを明文化した文書、契約書のこと。